

び団体自ら行う指導者研修事業の修了者とし、段階別指導を徹底すること。

(2) 専門指導者の確保

- ① 専門指導者の計画的養成を図るため、研修課程の作成による資格取得制度を確立すること。
- ② 地域別・専門分野別の指導者名簿を作成し、これを関係機関・団体等に提供するとともに、民間団体等が行う社会教育活動の講師としてあっせんを積極的に行うなど、活用に努めること。
- ③ 学校教職員の社会教育への積極的な参加を奨励するため、その活動に伴う経費について、財政的援助の措置を講じること。
- ④ 指導者の活動中に生じた事故に対する傷害保険制度を確立し、安心して活動を推進できるようにすること。

社会教育施設の充実のための施策

1章 公民館の拡充整備について

1 現状と課題

- (1) 公民館は、住民が学習し、交流を深め、また各種の社会教育関係団体が連携する場であり、市町村における社会教育活動の中心的拠点である公民館を利用する住民の学習要求の多様化・高度化に伴ない、公民館に対する期待は大きい。したがって公民館の拡充整備は、現下社会教育振興の不可欠の要件である。
- (2) 公民館は基本的には、日常生活圏内の住民を対象とする社会教育施設であるから、市町村は計画的設置促進を図る必要がある。

本県の公民館の設置状況は下表のとおりで、中央館、地区館の整備を図る必要がある。

公民館数					類部 落似 館集 施会 場 設等	本館(中央館・地区館)・分館の施設内容																	
本館			分	合		基準以上のもの(建物のべ面積 330㎡)										基準以下のもの							
中 央 館	地 区 計	館	館	計		中央館				地区館				分 館	中央館			地区館			分 館		
						独 立 計	併 置 計	独 立 計	併 置 計	独 立 計	併 置 計	独 立 計	併 置 計		独 立 計	併 置 計							
																	新 築	転 用	新 築	転 用		新 築	転 用
					置																		
85	137	222	284	506	1,869	60	7	13	80	40	23	19	82	12	0	3	2	5	6	22	27	55	272

- (3) 本館 222館のうち、中央館が85館(38%)、地区館 137館であり、各市町村とも中央館方式の運営に移行しつつあるので、地区館分館の位置づけを検討する必要がある。
- (4) 公民館 222館中、独立館 161館、併置館61館であり、基準以上の本館は 162館、基準以下60館で27%に当たり基準以上の本館をもたないのが2市6町村である。

2 課題に対する対応策

社会教育に関する施設は社会教育活動の内容や方法が多様であるのに対応し多種にわたっている。なかでもその中心施設である公民館を拡充するに当たっては、次のような対応策が必要である。

- (1) 県は市町村の実態に基づく基本的施設の整備計画を策定し、施設の建設補助について財政措置を強化する必要がある。
- (2) 施設の計画的整備と体系的配置
 - ① 市町村は公民館の利用範囲、地域人口、交通条件等を考慮しながら、必要と要求に即応するように、中央館、地区館の整備計画を樹立する必要がある。
 - ② 都市では中学校区に地区館、町村では小学校区に地区館を設置し、全市町村の体系的な配置を計画する。
- (3) 内容の高度化に対応する条件の整備
 - ① 社会教育に高度の活動と魅力ある施設内容が強く要求されるので、施設設備の充実が必要である。
 - ② 公民館が住民の多様な要求にこたえうるように、体

育レクリエーション、住民への資料の提示、相談事業 幼児保育コーナー等の設置についても考慮する必要がある。

3 施策実施上の留意点

- (1) 市町村が地域開発計画等を策定する場合は、社会教育施設の計画的配置を考えるとともに、必要な土地の先行的確保について配慮すること。
- (2) 学習要求の高度化に伴い、専門施設の整備が要求されるが、広域的設置と各施設の総合的連携が必要である。
- (3) 施設の運営において、専任職員を設置がきわめて重要なことである。(社会教育指導者の充実強化のため施策参考)

2章 青少年教育施設の拡充整備について

1 現状と課題

- (1) 今日青少年の全人的成長、発達を図るうえで、生がい教育の観点から社会教育の諸条件を整備することが極めて重要である。青少年の自主的活動を促し、その個性の伸長、社会性の発達を助長する青少年教育施設の整備が緊急な課題である。
- (2) 本県における青少年教育施設は、青年の家4、少年の家3、少年自然の家1、児童文化施設2で、今後在学青